

富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、富田林市（以下「本市」という）が介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」及び老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を包含した、「富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」【計画期間：令和9年度～令和11年度】（以下「第10期計画」または「計画」という）策定するにあたり、専門的知見から、評価・分析、方策の検討及び提言など計画の策定を支援することを目的とする。

3. 概要

第10期計画の策定にあたって、「富田林市高齢者保健福祉計画及び第9期富田林市介護保険事業計画」【計画期間：令和6年度～令和8年度】（以下「第9期計画」という）の実施状況及び効果の検証、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等（以下「介護需要等調査」という）の分析、また、2030年度までは高齢者人口の増加が見込まれるなどの本市の状況を把握した上で、国や大阪府、他都市等からの情報収集、事業量の推計・目標量の設定、方策の検討及び提言、介護保険料算定にかかる業務支援、計画（案）の策定及び計画策定委員会の運営支援、計画の印刷・製本・データ作成・提供等の業務を行う。

4. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5. スケジュール

年度	内容
令和 7年度	計画準備・作業計画
	介護需要等調査の実施及び調査結果の集計・分析
	現状の分析と課題の整理
	会議の運営支援（年1回）
令和 8年度	計画準備・作業計画
	現状の分析と課題の整理

	高齢者施策のニーズ・課題整理
	サービス対象者数及びサービス量等の推計
	事業計画骨子案・素案の作成
	事業計画案の作成
	会議の運営支援（年5回程度）

6. 業務内容

(1) 計画準備・作業計画

- ・業務実施にあたって、貸与資料等の収集整理を行うとともに、効率的な作業実施を行うために作業計画書・工程表などを作成する。

(2) 現行計画及び現状の把握及び課題整理・分析等支援

①介護需要等調査の実施及び調査結果の集計分析

- ・被保険者の心身の状況や置かれている環境等について把握し、事業計画策定の基礎資料とするため、地域の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者を対象に調査を行う。
- ・受注者は、以下のア・イの調査票案の設計、確定調査票の印刷を行う。ただし、アンケート対象者の抽出、宛名ラベルの作成は本市で行う。
- ・調査票の印刷及び封入封緘、宛名ラベルの貼付け、発送は受注者にて行う。
- ・調査開始後、受注者は回収した調査票について圏域毎に集計・分析作業を行い、速やかに調査結果速報版を提供するとともに、報告書を取りまとめて報告する。また、調査対象者へ礼状兼回答催促はがきを印刷し発送を行う。

調査名	ア 介護予防・日常生活圏ニーズ調査	イ 在宅介護実態調査
調査対象	要介護1～5以外の65歳以上の被保険者から無作為抽出した2,000人	介護保険認定の更新・介護・変更申請により一定期間内に要支援・要介護認定調査を受ける本市内で在宅生活中のうちの1,000人
調査方法	郵送による配付・回収	認定調査員による聞き取り調査
設問設計	受注者は、国の手引きや各種資料を基に、現在の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設問案の提案を行う。	

②本市における高齢者を取り巻く現状の分析

- ・市の概況を整理するとともに、人口構造や高齢化のデータ、高齢者世帯等に関するデータを整理し、高齢者等の現状把握を行う。
- ・人口データを活用し、コーホート法による将来人口推計を行い、これを基礎データとした

高齢者数の推計（要介護度別）を行う。

- ・厚生労働省が運営する「地域包括ケア『見える化』システム」に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果を登録し、登録結果による前回との経年比較、地域分析等による課題を抽出する。
- ・第9期計画の達成状況を点検・評価するため、令和6年度～令和7年度の保険給付実績のデータを整理するとともに、地域包括ケア「見える化」システムを用いた、給付状況とサービス供給の関係、要介護度別サービス利用状況、標準的なサービス利用の実態等の把握・分析、居宅介護サービス利用意向調査の把握・分析、必要に応じケアマネジャー等関係者・機関のヒアリングを行う。
- ・高齢者施策・事業や地域支援事業の効果を把握するため、高齢者意識の把握を行うとともに高齢者施策のニーズや課題の整理を行う。

③課題の整理・分析及び対策の検討・提言

- ・第9期計画の実施状況を踏まえたうえで、将来の本市を取り巻く状況を見据えて課題整理・方策の検討・提言などを行い、本市における「地域包括ケアシステム」の将来像を明示するとともに、サービス見込量・給付・介護保険料の水準を推計し、中長期的な視点で検討・提言を行う。
- ・サービス利用の実態やサービスの提供状況、保険給付分析等のデータ活用及び高齢者人口の将来推計値をもとに、地域の実情や国・大阪府の示すサービスの参酌標準等を踏まえ、保険給付サービス必要量の推計を行う。
- ・サービス量の目標値をもとに、保険料の推計を行うとともに、大阪府などから示されるサービス供給体制に関するデータを踏まえ、今後必要となるサービス供給体制について推計を行う。

(3) 第10期計画の策定支援

①事業計画骨子案・素案の作成

- ・事業計画について、本市保有の調査結果等を活用し、各種サービス提供の方針のほか、介護保険事業を推進するための各種方策（サービス基盤の確保、要介護認定に係る事項、利用者本位のシステムづくり、地域支援事業、介護予防事業、高齢者保健福祉計画との連携方策、医療連携、認知症への早期対応など地域包括ケアシステムを構成する各要素など）についての課題を整理する。
- ・計画の基本方針（骨子）を基に、施策体系における具体的な施策・目標のとりまとめ結果を踏まえ、計画素案の作成を支援する。

②計画原案の作成

- ・高齢者保健福祉計画等推進委員会の意見や大阪府、厚生労働省などの動向を踏まえると

もに、庁内外の関係計画との整合性を図り、計画原案及び概要版の作成（デザインを含む）を支援する。

③計画の最終案作成

- ・パブリックコメント等の意見を踏まえ計画最終案及び概要版の作成を支援する。

④計画の完成版作成

- ・計画完成版及び概要版を成果品として納品する。

（４）高齢者保健福祉計画等推進委員会の実施支援

- ・高齢者保健福祉計画等推進委員会（令和7年度1回 令和8年度5回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、会議当日の運営支援、協議事項に関するアドバイスや議事録及び議事要旨等の作成、計画の反映を行う。

7. 成果品

- ・各実施業務の成果を、下記により、業務期間満了日までに本市に納品する。
- ・成果品の具体的な内容については本市と協議の上で決定し、成果品に関する著作権及び所有権は本市に帰属するものとする。

（１）	集計前基礎データ（MS Word 又は MS Excel）	一式
（２）	集計結果データ（MS Word 又は MS Excel・PDF ファイル）	一式
（３）	計画書作成データ（MS Word 又は MS Excel・PDF ファイル）	一式
（４）	計画書A 4版 150頁程度 50部程度	一式
（５）	概要版作成データ（MS Word 又は MS Excel・PDF ファイル）	一式
（６）	（４）に係る加工可能な電子媒体（MS Word 又は MS Excel）	一式
- ・成果品は完成時点で速やかに納品すること。
- ・成果品が本業務に適合しない場合は、速やかに必要な訂正・補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者が負担する。

8. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ本市と協議し、決定すること。
- ・業務の詳細や日程管理等について、本市と十分な打ち合わせを行うこと。
- ・事業計画の作成に当たっては、関連法令並びに国及び大阪府の定める基本指針等を踏まえた上で、本市の上位計画である「富田林市総合ビジョン」及び「富田林市地域福祉計画」また、「富田林市障がい福祉計画」など各種関連計画との調和を図ること。
- ・事業計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び大阪府から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

- ・業務上作成した資料及び成果品については、本市の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。業務委託契約終了後も同様とする。
- ・需要等調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、情報セキュリティに関する認証制度（プライバシーマーク（JISQ15001）等）の認証を取得していること。

以上